

独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会報告書 国際交流会館関係部分（抜粋）

第 4 章 機構の機能の整理

2. 各事業の特性を踏まえた機構の機能の在り方

(2) 留学生交流支援事業

④留学生交流支援事業の推進体制（他の主体との関係）

(略)

学生の双方向交流は各大学等において主体的に推進されるべきものであるが、学生の双方向交流を一層促進するためには、大学等が行う修学上の環境整備に加え、留学前から卒業（修了）・帰国までを通して、生活面も含めた総合的な支援を充実させる必要があり、機構にはこのような観点からの支援の役割が求められる。

(略)

⑤機構の機能の在り方

機構は④で述べた観点に基づき、行うべき事務・事業の範囲について不断に検証を行うことが必要である。特に、事務の効率化の観点からは、当面、例えば次のような取組を進めることが必要である。

(国際交流会館)

国際交流会館については、引き続き売却に向けた努力を行う。現在売却が困難な会館については、土地所有者である地方公共団体との調整を図りつつ、例えば①特に土地所有者である地方公共団体等への売却に向けた調整、②運営に関しての大学等の関与の拡大、③日本人学生や研究者等も含めた利用者の対象拡大、④他用途（例：民間による活用、国際交流拠点としての活用など）への転用等、事業仕分けの趣旨を踏まえ、様々な手段を講じることとし、売却までの間は、大学等の関与を深めるなどにより運営の効率化を図りつつ有効活用すべきである。

第 2 ワーキンググループ報告書 国際交流会館関係部分（抜粋）

第 1 章 留学生支援事業

3. 機構の留学生支援事業に係る組織の在り方について

(3) 諸課題に適切に対応するための組織の在り方

(国際交流会館等の廃止の在り方)

国際交流会館等については引き続き売却をめざす。ただし、留学生交流の効果を十分に発揮させる上で必要な交流拠点の中核的役割を果たすにふさわしい条件を備えた施設があれば、「中核的な留学生交流の場」としての再構築も視野に入れるべきである。